

令和5年度行政経営研究会

日時 令和5年5月19日（金）
午後2時～
会場 ウェブ会議
（静岡県庁別館2階第1会議室A）

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 副会長指名

4 議事

（1）要綱改正

資料1

（2）令和4年度実績と令和5年度研究事項

資料2

（3）意見交換

5 閉会

行政経営研究会設置要綱の一部改正

行政経営研究会設置要綱の一部を次のように改正する。

○ 別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	(略)
静岡県内市町	静岡市 企画局長
	浜松市 総務部長
	沼津市 <u>政策推進部長</u>
	熱海市 <u>経営企画部次長</u>
	三島市 企画戦略部長
	富士宮市 総務部長
	伊東市 企画部長
	島田市 行政経営部長
	富士市 総務部長
	磐田市 企画部長
	焼津市 行政経営部長
	掛川市 企画政策部長
	藤枝市 企画創生部長
	御殿場市 <u>企画戦略部長</u>
	袋井市 <u>企画部長</u>
	下田市 財務課長
	裾野市 市長戦略部長
	湖西市 企画部長
	伊豆市 総務部長
	御前崎市 総務部長
	菊川市 企画財政部長
	伊豆の国市 総務部長
	牧之原市 総務部長
	東伊豆町 総務課長
	河津町 総務課長
	南伊豆町 総務課長
	松崎町 総務課長
	西伊豆町 総務課長
	函南町 総務部長
	清水町 企画課長
	長泉町 総務部長
	小山町 企画総務部長
	吉田町 企画課長
川根本町 総務課長	
森町 参事兼総務課長	
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

附 則

この改正は、令和5年5月19日から施行する。

新 旧 対 照 表

行政経営研究会設置要綱

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
行政経営研究会の構成員		行政経営研究会の構成員	
静岡県	(略)	静岡県	(略)
静岡県内市町	(略)	静岡県内市町	(略)
	沼津市 <u>企画部長</u>		沼津市 <u>政策推進部長</u>
	(略)		(略)
	熱海市 <u>経営企画部次長（企画財政担当）</u>		熱海市 <u>経営企画部次長</u>
	(略)		(略)
御殿場市 <u>企画部長</u>	御殿場市 <u>企画戦略部長</u>		
(略)	(略)	袋井市 <u>企画部長</u>	
袋井市 <u>理事兼企画部長</u>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
静岡州市長会町村 会総合事務局	(略)	静岡州市長会町村 会総合事務局	(略)

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「县市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、县市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、县市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、县市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 县市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた县市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び县市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当）
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部地域振興局市町行財政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部地域振興局長をもって充てる。

(課題検討会)

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、課題検討会の設置を希望した静岡県内市町または事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部理事（地方分権・大都市制度担当） 静岡県 経営管理部 地域振興局長 静岡県 経営管理部 地域振興局 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 総務部長 沼津市 <u>政策推進部長</u> 熱海市 <u>経営企画部次長</u> 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 行政経営部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 <u>企画戦略部長</u> 袋井市 <u>企画部長</u> 下田市 財務課長 裾野市 市長戦略部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 総務部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 総務課長 森町 参事兼総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

行政経営研究会

令和4年度報告及び令和5年度研究事項

令和5年5月19日

1

令和4年度及び令和5年度の研究事項(案)

【部会】

令和4年度（3）	取扱い	令和5年度（3）
A ファシリティマネジメントの推進	継続	A ファシリティマネジメントの推進
B ICT利活用	継続	B ICT利活用
C 公民連携・協働	継続	C 公民連携・協働

【課題検討会】

令和4年度（6）	取扱い	令和5年度（6）
a 権限移譲事務受入体制の検討	継続	a 権限移譲事務受入体制の検討
b 地方公会計の活用	継続	b 地方公会計の活用
c マイナンバーカードの利活用等	継続	c マイナンバーカードの利活用等
d 指定金融機関等に対する手数料	継続	d 指定金融機関等に対する手数料
e 庁内業務の外部委託状況【新規】	継続	e 庁内業務の外部委託状況
f 技術職員の確保に関する課題検討【新規】	継続	f 技術職員の確保に関する課題検討

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和4年度の実績

○FM領域におけるDX化の推進

- ⇒ 各市町のオープンデータについて、掲載情報の更新を実施
- ⇒ 各市町の未利用財産について、情報共有の促進及び意見交換を実施

○「ふじのくに官民連携実践塾(官民連携プラットフォーム)」の対面による開催

- ⇒ 「ふじのくに官民連携実践塾」設置以来、初めて対面による意見交換(サウンディング)を実施。
- ⇒ 開催にあたっては、動画配信サービスとWebアンケートフォームを活用した手法も引き続き活用。

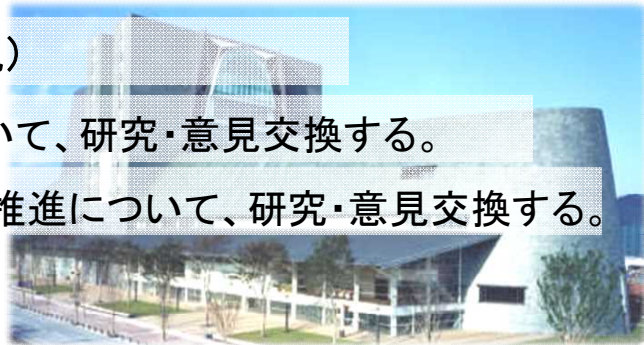
3

A ファシリティマネジメントの推進(資産経営課)

令和5年度の研究方針(検討中)

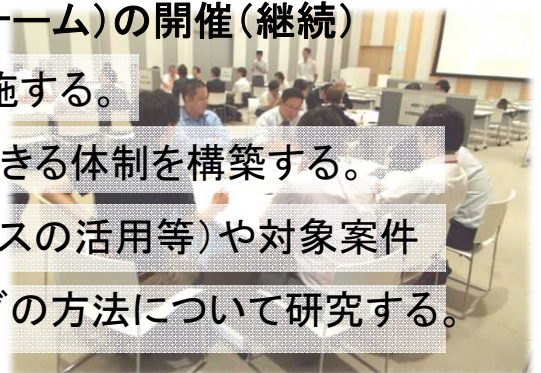
○保有資産の有効活用の推進(新規)

- ネーミングライツの活用について、研究・意見交換する。
- 未利用財産等の情報共有の推進について、研究・意見交換する。



○ふじのくに官民連携実践塾(官民連携プラットフォーム)の開催(継続)

- 市町合同でのサウンディングを継続して実施する。
- どの市町でもサウンディングに参加・見学できる体制を構築する。
- 新しい生活様式への対応(Web会議サービスの活用等)や対象案件の現地視察等、より効果的なサウンディングの方法について研究する。



4

令和4年度の取組実績

○行政手続のオンライン化の推進

- ・子育て・介護関係の26手続、罹災証明発行申請1手続のオンライン化進捗状況の共有
- ・県内外の自治体における行政手続のオンライン化取組の事例紹介

○行政サービスのDX支援

- ・「書かない窓口」導入事例紹介

○民間サービスの事例紹介

- ・県のペーパーレス会議システムの導入事例紹介
- ・アマゾンウェブサービスジャパン合同会社によるガバメント・クラウドの解説、最新動向の紹介

令和5年度の研究方針

○行政サービスのDX支援

- ・住民サービス向上に向けた取組事例の紹介
- ・国が進める窓口DXSaaS等の紹介

○市町のDX支援

- ・情報システム標準化・共通化の支援を継続
国の動向や、ガバメント・クラウド提供事業者からの情報提供
- ・デジタル技術を活用した地域の課題解決の事例等の紹介

○国の最新情報等の提供

- ・デジタル庁、総務省等の取組の情報提供

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和4年度の研究実績

【R4開催の様子】



○ 「指定管理者制度」

- ・「ふじのくに施設紹介フェア2022」の開催（R4.8.5）

参加者：7自治体

（県、浜松市、沼津市、三島市、焼津市、掛川市、菊川市）

開催内容

- (1) 個別ブースでの施設紹介及び相談（6自治体5ブース）
- (2) 希望企業等への施設紹介資料配布（会場に配架：7自治体32施設）

- ・指定管理者制度WGの開催（①R4.10書面開催／②R5.2書面開催）
 - －市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
 - －各市町の要望に基づき書面にて開催

7

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和5年度の研究方針

○ 「指定管理者制度」

- ・「ふじのくに施設紹介フェア2023」の開催（R5.8開催予定）

対面イベント形式での開催を計画予定

- ・指定管理者制度WGの開催（年2回を予定）

- －市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
- －各市町の要望に基づき書面にて開催予定

【参考】指定管理者制度WG R4議題一覧

区分	議題
第1回	博物館等におけるミュージアムショップ事業について
第1回	原油・物価等の価格高騰対策について
第1回	指定管理者による施設運営が不可能となった場合の対応について
第1回	地元企業への優遇措置、指定管理料上限額の方法
第1回	指定管理業務の事業評価について
第1回	自主事業の定義、取扱い等について
第1回	新型コロナウイルスに伴う指定管理料の増額等について
第1回	指定管理者制度に係る障害者スポーツの取組について

区分	議題
第2回	指定管理施設へのキャッシュレス決済の導入
第2回	指定管理者の募集について
第2回	指定管理者候補者選定委員会について
第2回	指定管理施設の評価について
第2回	原油・物価等の価格高騰対策について（再質問）
第2回	自然的現象等に伴う業務不履行による損害対応（休業補償）について
第2回	ネーミングライツの導入について

8

a 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和4年度の研究成果(取組状況と成果)

<検討内容>

権限移譲事務の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)

全移譲事務を対象に、市町及び県担当課に対する執行主体の見直し
検討希望調査を実施



具体的な検討が必要である事務として選定された「水道法」及び
「計量法」に係る事務について課題検討会を実施

<<課題検討会の主な内容>>

- ・事務の返還以外の手段の検討(県による支援の拡充等)
- ・返還に当たり生じる課題と対応の整理(住民の利便性への影響等)

【結果】

「水道法」及び「計量法」のいずれも事務の返還が最適

9

a 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和5年度の研究方針

<検討内容>

- ・権限移譲事務の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)

<<留意すべき事項>>

令和4年度に実施した権限移譲事務の点検結果を考慮

【点検結果】

土木・建築等技術面での指導監督が必要な事務について、
専門職種が不在の市町があり、業務の品質確保に苦慮して
いる。

⇒県による追加の支援策を検討するとともに、全体最適化
の観点から事務の返還について議論

10

b 地方公会計の活用(市町行財政課)

<地方公共団体の財政運営上の課題>

- ・従来からの行政サービスを維持するための財源が不足
- ・基金を取崩して予算編成を行う団体の発生

持続可能な
財政運営への
赤信号

自ら原因を**分析**し、**予見性をもった財政運営**の実現を図る

公会計の活用

中長期財政シミュレーション
公共施設総合管理計画 など

- ・シミュレーション、計画の精度UP
- ・データの客観性担保

11

b 地方公会計の活用(市町行財政課)

令和5年度の研究方針

<R4年度の活動実績>

○行政目的別コスト分析(新たな課題)

- ・「消防施設」を例に、コストと行政サービス提供(アウトプット)の相関を団体間比較
- ・運営形態(組合、広域化など)の違いなどにより、コスト分析が不十分

⇒分析手法の見直しが必要

○間接コスト分析(手法確立)【新規】

- ・コロナ禍で補助金交付事業が増加
- ・特別定額給付金を題材に事務負担(間接コスト)を団体間比較

⇒コスト算出方法を整理し、各団体の特徴が見える化 (一定の成果)

<R5年度の研究方針>

○行政目的別コスト分析(課題への対応)

- ・汎用性の高いコスト算出方法の確立
- ・財務4表や固定資産台帳などの活用
- ・精度を高いデータに基づき、コスト分析手法を再検討(経年比較など)

<将来的な目標>

分析手法の確立により、各団体による自発的な分析へ

12

c マイナンバーカードの利活用等(市町行財政課)

令和4年度の研究成果

<検討内容>

○マイナンバーカードの更なる普及促進・利活用策の検討・実施

マイナンバーカードの普及促進及び利活用についての優良事例の共有

・市区别交付率全国1位の都城市による講演等

<令和4年度の課題検討会の実施状況>

回次	実施日	内容
第1回	5月11日	県計画における本課題検討会の位置づけ、令和4年度の取組方針の説明
第2回	10月18日	マイナンバーカード普及促進・利活用に係る先進事例の紹介(宮崎県都城市)
第3回	11月30日	マイナンバーカード利活用に係る先進事例の紹介(神奈川県藤沢市)

13

c マイナンバーカードの利活用等(市町行財政課)

令和5年度の研究方針

○経緯・現状など

- ・ マイナンバーカードの普及率(R5.3.31現在) : 本県 69.6%
- ・ 政府はデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの徹底的な利活用推進を目指しており、県と市町も協力し、更なるマイナンバーカードの利活用を進めていく。

<検討内容>

○マイナンバーカードの更なる利活用策の検討・実施

- ・ 県内外市町村等のマイナンバーカードの利活用についての先進事例の共有

14

d 指定金融機関等に対する手数料

令和4年度の研究成果

【当初】

金融機関からの窓口収納手数料増額要望が本格化する前に、適切な手数料の額はいくらなのか、金融機関へのアンケート等を通じて研究を進める。

- 令和4年9月に静岡銀行から具体的な要望額及び開始時期の提示あり。

【変更後】

各市町における対応状況や、手数料における積算の考え方等を共有し、各市町が適切に対応できるよう、検討材料を提供。

○課題検討会の開催実績

回次	時期	内容
第1回	令和4年9月21日	・静岡銀行の手数料徴収通知を受け緊急開催 ・35市町から状況報告を行い共有
第2回	令和4年12月8日	・県の状況や、フォローアップ調査の結果を共有 ・演習を通じた手数料の確認・検証方法を確認

上記課題検討会のほか、数次にわたり、各市町の取組・検討状況のフォローアップ調査を実施。

◎ 県・市町・市長会町村会において、情報共有を図ることができた。

15

d 指定金融機関等に対する手数料

令和5年度の研究方針

○金融機関から令和6年度以降の窓口収納手数料の徴収(増額)を求められていることから、令和5年度も引き続き課題検討会において対応を検討していく。

【取組方針】

- ・負担額を最終的に決めるのは各市町であるが、どう対応していくか方針を示す。
- ・県の対応予定を提供しつつ、各市町に今年度中の対応を促し、より具体的な検討を進める。

<令和5年度 第1回課題検討会>

日程:5月25日(木) 15時～

目的:課題と早期対応の必要性を共有する。

内容:(1)概要説明 (2)県の対応状況 (3)各市町における対応状況

以降、定期的にフォローアップ調査を実施し、こまめな情報共有を図る。

事務局の変更

- ・本課題検討会については、テーマを提案した伊豆の国市が令和3年度から事務局となって金融機関への適正な手数料額を模索する方向で進めていた。
- ・昨年9月に静岡銀行から通知が発出されて以降、全市町の意向調査や県出納局との調整のため、県市町行財政課において課題検討会や全市町調査を実施している。
- ・このため、伊豆の国市の承諾を得たうえで、事務局を県市町行財政課に移す。

16

e 庁内業務の外部委託状況（掛川市企画政策課）

令和4年度の実施報告【新規】

- ・ 情報共有を目的として、20市町(※)を対象としたアンケートを実施。
(※10月の県取りまとめでアンケート調査にご賛同いただいた市町)
 - ① 実施期間 2/13~2/27
 - ② 回答数 **17市町32件** (市町によっては、1部署による取りまとめではなく、住民系や税務系等の業務ごとに回答をいただいた)
- ・ アンケートの内容と結果（別紙：アンケート結果概要表）
 - ① 住民（住基・戸籍）系や介護・国保（年金・後期高齢）系業務等、6種類の業務において、外部委託を実施しているかを調査。
 - ② 17市町中、何らかの業務で **委託ありが11市町、委託無しが6市町**であった。
- ・ 令和5年度の計画としては、先進自治体への現地視察を検討中。

17

e 庁内業務の外部委託状況（掛川市企画政策課）

令和4年度の実施報告【新規】

別紙：アンケート結果概要表

(地方公共団体コード順)

項番	自治体名	住民（住基、戸籍系）系業務	介護・国保（年金、後期高齢含む）系業務	税務系業務	請求書等の支出伝票（命令）起票事務	支出伝票（命令）などの会計伝票審査業務	職員給与事務	その他	その他の内容	実施しているものはない
1	沼津市			●			●			
2	熱海市									●
3	富士宮市	●		●						
4	島田市	●	●	●				●	公用バス等の運転業務等、文書集配業務等、他	
5	焼津市	●	●	●						
6	掛川市	●						●	上下水道系業務（受付、収納、施設管理）	
7	袋井市	●		●						
8	伊豆市	●	●	●				●	総務課事務支援業務（代表電話の対応及び取次ぎ等）、他	
9	菊川市	●	●							
10	牧之原市	●		●						
11	河津町									●
12	松崎町									●
13	西伊豆町									●
14	函南町	●						●	上下水道系業務（料金：受付、窓口）	
15	長泉町		●							
16	小山町									●
17	吉田町									●
	実施市町数	9	5	7	0	0	1	4	-	6

18

f 技術職員の確保に関する課題検討

令和4年度の研究成果【新規】

○令和4年12月に新規立ち上げ。

- ・ 市町のインフラの老朽化が進む中、インフラの中長期的な管理に関し、市町の土木・建築等の技術的分野における事務執行が課題。
- ・ 一部の市町においては、必要な技術職員の採用ができていない実情がある。

○市町の状況調査を実施

- ・ 課題検討会に先立ち、土木技術職員の不足状況などを調査

○課題検討会の開催(令和4年12月8日実施)

- ・ 県からの技術派遣や各市町の技術職員採用状況を共有
- ・ 業務の委託(ふじのくにづくり支援センターの活用)
- ・ 共同設置、共同採用、OB活用を説明
- ・ 関東甲信越静ブロック市町村担当課長会議から、近隣都県の対応状況を説明

19

f 技術職員の確保に関する課題検討

令和5年度の研究方針

○令和5年度の研究方針

委託や共同設置といった中長期的な取組の研究に入る。

○ふじのくにづくり支援センターの インフラ技術支援への委託

自治体職員に代わり職員・技術力の不足を補う支援を実施

・ 公共工事発注関係事務の支援

「積算」、「監督・検査」、
「工事成績評定」、「技術提案の審査」

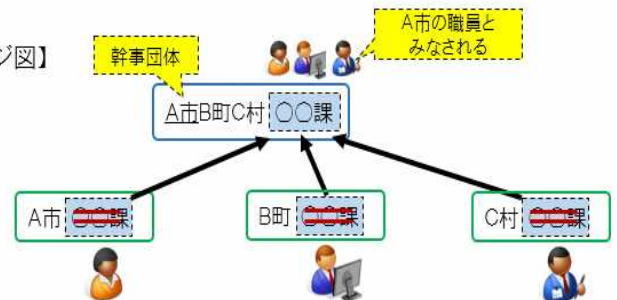
・ 設計、橋梁点検等の技術支援、 道路管理の支援

道路等の設計や橋梁点検に係る
技術アドバイス、道路パトロールの代行

○共同設置のイメージ

普通地方公共団体間が協議により規約を定め、
内部組織等を共同して設置するもの
(地方自治法第252条の7第1項)

【イメージ図】



○令和5年度 第1回課題検討会

5月25日(木) 14時～ オンラインにより開催予定

20

令和5年5月19日

「技術職員の確保に関する課題検討会」における研究項目の追加について

(経営管理部市町行財政課)

昨年度、恒常的な土木技術職員の不足に対処すべく「技術職員の確保に関する課題検討会」を立ち上げたところであるが、インフラの維持管理手法に関しても研究対象とするよう要望があった。

このことから、昨年度の第1回「技術職員の確保に関する課題検討会」開催前に参加意向を照会したところ、過半数から参加意向が得られた（下記、参考を参照）。

これを踏まえ、「技術職員の確保」に「インフラの維持管理」を併せて研究するため、

「持続的な土木インフラ維持のための課題検討会」

とする提案を行う。（事務局は継続して県が担当）

本件については、後日文書により各市町に認否を照会します。

なお、本件提案前に開催を通知した、5月25日に予定している、今年度第1回となる課題検討会は、これまでどおり「技術職員の確保に関する課題検討会」として開催します。

(参考)「技術職員の確保に関する課題検討会」 開始前アンケート

Q：県では、技術的支援の体制強化として、今回立ち上げた技術職員の確保に関する課題検討会に加え、市町のインフラの老朽化が進み、管理や更新等に多大な事務や多額な経費が見込まれることから、課題共有と対応策を検討する「インフラの維持管理に関する課題検討会（仮称）」の立ち上げを来年度検討しています。

現時点の参加希望と、参加希望の場合、現状の問題点や取り上げたい内容を記述ください。

参加希望 ⇒ 19 / 35 (過半数が参加希望)

現時点の問題点や、課題検討会で取り上げたい内容 ⇒

(主な回答)・対応する人員がない。

- ・インフラ維持管理の委託
- ・インフラ維持管理に係る技術力の確保
- ・先進事例の情報共有

行政経営研究会の取組

行政経営研究会を設置した目的

分権型社会における県と市町のあり方とは何か？



県と市町が知恵を出し合い、様々な行政課題と一緒に取り組み、効果的に人々の暮らし満足度をアップ！！

行政経営研究会の組織と仕組み

市町・県で具体的取組を推進

■ 研究会（本会）

構成

全市町の総務・企画部長相当職
県の部理事(地方分権・大都市制度担当)

役割

- 具体的取組方針の決定
- 部会、課題検討会設置の決定
- 研究結果の報告受領、公表

■ 部会

構成 参加希望した市町・県の実務者等

役割 具体的課題の解決に向けた研究

検討状況により部会へ移行

■ 課題検討会（検討成果は公開）

構成 参加希望した市町・県の実務者、事務局

役割 テーマにおける課題の整理・情報共有、各団体にとっての課題感等を自由に議論（非公開）

事務局

構成 市長会・町村会の代表市町
市長会町村会総合事務局
県(市町行財政課)

役割

- ・全体運営、検討テーマの取りまとめ
- ・課題検討会、部会の設置案取りまとめ

公開
非公開

県内市町、県各部局からの問題提起